

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和4年7月8日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和4年7月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	4四議第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ()		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和4年5月30日(月)		
				会議時間	9時55分～14時26分		
出席委員	委員長 西尾祐佐						
	副委員長 山下幸子						
	委員 上岡正						
	委員 谷田道子						
	委員 前田和哉			欠席委員			
	委員 川村真生						
その他	委員外議員 川淵誠司			委員外議員 寺尾真吾			
	委員外議員 上岡真一			委員外議員 澤良宜由美			
執行部出席者	総務課長 岡本寿明			(所管外)			
	" 補佐 有光浩			高齢者支援課長 武内俊治			
	" 補佐 佐田公洋			環境生活課長 渡邊康			
	企画広報課長 山崎行伸						
	企画広報課副参事 中田智子						
	" 補佐 遠近由幸						
	" 産業振興係長 岡村康平						
	" 主幹 小栗史也						
事務局	事務局長 西澤和史			事務局主幹 近藤由美			
	事務局長補佐 岡村むつみ						
記 録							
令和4年4月臨時会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

■まず、「令和4年度 主要事業概要」について調査を行った。

●はじめに総務課。

【説明：岡本総務課長】

まず、13 ページ、行政改革の取り組みについて、平成 27 年 5 月に策定した「第 2 次四万十市行政改革大綱」及び「第 2 次四万十市行政改革大綱推進計画」については、平成 27 年度から令和 3 年度までの 7 年間の取り組みであった。今年度新たに、令和 5 年度以降の取組期間とする第 3 次の行革に取り組むこととしている。

14 ページには、第 2 次行政改革の進捗状況を記載している。大項目として、行財政運営の見直し、組織・人事制度の見直し、事務事業の見直し、市民と行政との協働推進の 4 項目があり、それから中項目・小項目を設定している。全体としては 71 項目で、第 2 次行政改革の令和 3 年度末における進捗状況は、完了したものが 32 項目で全体の 45.1%、計画どおりに進捗しているものが 16 項目で全体の 22.5%、遅れているものが 23 項目で全体の 32.4%である。遅れているものの主なものは、学校の再編、新食肉センターの関係等である。

続いて 15 ページ。大幅な法改正に伴う例規整備等については、今年度整備しないといけないものを委託しているものである。1 点目は、地方公務員の定年引上げ等に伴う例規整備である。地方公務員の定年退職の年齢が、令和 5 年度から令和 13 年度にかけて、現在の 60 歳から 65 歳まで段階的に引き上げられることとなっており、それに伴い関連する条例・規則を整備するものである。この委託料として、143 万円を計上している。2 点目は、個人情報保護制度の見直しに伴う例規整備等である。現在は、国の行政機関や独立行政法人、民間事業者等についてはそれぞれ別々の法律がある。市・県等地方公共団体は個人情報保護条例をそれぞれが定めている。これが令和 3 年の法改正に伴い、3 つあった法律が一本の法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についてもこの統合の法律において、全国共通のルールを規定することとなった。これに伴い、現在市で制定している個人情報保護制度、条例・規則・他の例規においても今年度見直しに取り組むものである。事業費として、594 万円を計上しており、今年度条例改正の議案を提出することとなる。

続いて 16 ページ。出退勤管理システム導入業務について、現在紙で運用している出退勤や時間外命令をシステム化するものである。ペーパーレス化、サービス残業の有無の確認、時間外勤務・休暇の取得日数の集計作業の自動化等の効果が期待される。システム化する内容としては、時間外勤務や出勤簿・休暇の取得管理があり、今年度導入し、来年度から運用していくこととしている。事業費は、委託料として 777 万 7,000 円を計上しており、全額国の臨時交付金感染症対応地方創生臨時交付金を充てることとしている。

【質疑：上岡 正委員】

組織・人事制度の見直しで、遅れている 3 件の内容は。

【答弁：岡本総務課長】

定員管理計画の策定、時間外勤務の抑制、臨時・非常勤職員の任用制度の見直しである。

【質疑：上岡 正委員】

給与等の適正化については完了になっているのか。技能職の給料は直っていないように思うが。

【答弁：岡本総務課長】

技能労務職の給与表については、令和2年度の4月から行政職のⅡで運用している。職務給の適正運用についても、平成30年4月1日から3級止めを適用しているため、いずれも完了としている。

【質疑：上岡 正委員】

組織・人事制度について再度問う。行革ではなく、逆に広げた部分があると思う。例えば総務課の中に選挙管理委員会があったが、分離独立して人員を強化したとか、行革に相反することがおきていると思う。

【答弁：岡本総務課長】

行政組織の見直しで、選挙管理委員会については、第2次行革に基づき平成28年度から選管の職員には総務課の職員をあてるということで改正していたが、令和3年12月議会において、組織としては分離したほうがメリットのほうが多いのではないかとということで、令和4年度から分離独立している。第2次行革の中では、一旦選管を市長部局に取り込むことを検討し実施していたので、完了という区分にはしている。

【質疑：上岡 正委員】

何か資料がおかしいような気がするが、理由がわかっただけでも結構。この分は質疑を終わる。

それから15ページ、定年等の条例・規則を直さないといけない。一般財源で143万円と594万円、施行は令和5年4月1日ということで説明を受けたが、定年の部分は議会にはいつかける予定か。

【答弁：岡本総務課長】

定年延長については、現在、12月議会上程で進めている。

【質疑：上岡 正委員】

了解。これは全国同じ市町村条例になると思う。私も12月が適当だと思うが、他の自治体を参考に、あるいは合同で行うというような検討はしたのか。同じものができるのだから、それについてはどうか。

【答弁：岡本総務課長】

今年度中に令和5年度の対象者に説明することになっており、3月議会上程では難しい。定年後、どの職に置くか等の検討事項もあるため、できるだけ12月議会上程で準備を進めている。

【質疑：上岡 正委員】

3月議会にしろと言っているのではない。12月議会で了解している。定年後の格付けについては、それぞれの自治体の考え方が多少出てくるかもしれないが、大まかな条例については同じだと思う。

【答弁：岡本総務課長】

条例・規則については各市町村で全く一緒のものではなく、こちらについては、例規案の作成・支援まで委託をするようにしているため、本市単独で行うものである。

【質疑：上岡 正委員】

全く一緒とは言っていない。いろんな条例があり、確かに違いは少しはあるが、一緒に一つで発注することは考えられないか。できそうな気がするから問うている。どうしてもできない理由があるか。先にやったのを借りてきて、事務局でできんのかという質問をしている。

【答弁：岡本総務課長】

他市町村との合同ということについては、条例の書き方や趣旨はほとんどどこも同じと思うが、条例の条文が全く同じところはなかなかないと思う。そういうところで、この条例の作成まで委託している点で他市町村と同じというのは難しい。それから、例えば、令和6年の試行であれば、今年度どこかの

市が改正する例規の方法を倣うというのもあると思うが、各市町村同時期にスタートして準備を進めているため、他市町村を真似するのは困難である。

【質疑：谷田 道子委員】

第1次・第2次行政改革大綱推進計画の中で職員数も減ってきてるように思う。第3次行政改革大綱に当たって、今、コロナ禍において、1年間のそれぞれの業務がある中でコロナ禍の対応も各課ではされていると思う。緊急の対応もある中で、やはり費用対効果とか、進捗状況だけでははかれないところもあるので、そういう状況も含めたことも考えていくことが必要ではないかというふうに思うが、その点については。

【答弁：岡本総務課長】

第2次の行革でも時間外の抑制ということは1項目うたっていた。引き続き、第三次の行革でも、業務の見直しをして効率的に業務をすることにより時間外が削減されたなどについて考えていく。

【質疑：上岡 正委員】

行革の中で、時間外ができてないと。制度の見直しの中で言われた。その中で私が心配してるのが、職員を絞ることによって、課によっては時間外が増える職員があるかもしれない。平均的ではないかもしれないが、月に80時間以上残業した職員はいるか。

【答弁：岡本総務課長】

いる。

【質疑：上岡 正委員】

80時間以上残業した職員が、夜におつて心臓まひでも死んだら労災の対象になると。判例では。やはり、早急に見直しせないかんとすることを注文しておく。

【質疑：前田 和哉委員】

80時間を抑えるために、ごまかすのではないが、そういうようなことを始める可能性があるので、そういうところを厳密に願います。

【質疑：上岡 正委員】

サービス残業はあるのかないのか。サービス残業させたり、隠すということもあるし、働いた対価は払わないかんから、仕事ができなくて残業するのなら仕事が少ないとこへもっていかないといけない。いろんなことが起こるが、当市ではサービス残業はないのか。

【答弁：岡本総務課長】

時間外勤務については、現在、事前命令でやっている。事前に命令して、その命令を執行することになっているのでサービス残業はないと理解している。先ほど説明したように、今年度、出勤簿のシステムを入れるので、時間外の時間や出勤・退勤の時間等がはっきり管理できるようになるということである。

【質疑：上岡 正委員】

5時15分で帰る職員は、本庁の中でも本当に1割ぐらいしかいないのではないか。日頃から5時半までには退庁してくださいというような促しというか。5時半までに退庁できたら、サービス残業の件についても大分解消できると思う。これはまた検討いただきたい。

【質疑：山下 幸子副委員長】

16ページのシステム導入業務について、職員から出勤簿をデジタル化できないかということをお願いされて、何年も前から窓口のほうにもお願いに伺っていたが、今回できることになり本当によかったとは思っている。これは国のデジタル庁が出来たり、システム化導入の流れの中でゴーが出ているのか。

【答弁：岡本総務課長】

システム化については、総務課でも何年も前から検討していたが、導入経費が全額一般財源であった。今回国の交付金が10割使えることになり、それも導入理由の一つだと考えている。

【質疑：山下 幸子副委員長】

今までいろいろな理由で却下されてきた。今回、国からのということで返事をしておく。了解した。
※他に質疑なく終了

— 小 休 —

— 正 会 —

●次に、地震防災課。

【説明：山本地震防災課長】

まず、17ページ、住宅等耐震対策については、自助による防災対策の1丁目1番地として取り組んでいる事業である。17ページの中程に各事業メニューの年度別の実績を記載している。平成28年度から30年度にかけて、診断、設計、ブロック塀、老朽住宅除却とともに実績が上がっており、令和に入っても一定の件数を実施させていただいている状況である。工事についても、診断、設計の伸びに合わせて、令和元年度から3年度にかけ実績が上向いている状況である。事業内容にそれぞれのメニューの補助限度額を記載をしている。令和4年度についても昨年度と同額で実施をさせていただいている。

今年度の事業費として、2億230万8000円を計上させていただいている。事業費の主なものは、耐震診断が81件、310万1,000円、耐震設計が100件、3,300万円、耐震工事が110件、1億175万円、緊急輸送道路の沿道の建物関係が2,035万7,000円、ブロック塀耐震対策が410万、老朽住宅除却が40件で4,000万円、という内訳となっている。

次に、18ページ、避難所の機能強化については、指定避難所の環境の充実、指定避難所については、被災者の支援拠点となることから、機能強化を行わせていただくものである。事業内容は、大きく三つの項目に整理をさせていただいている。

まず、非常用食料等の備蓄について、南海トラフ地震発災時の想定避難者数は約9,000人であり、それに対して2日間分の非常用食料を5年サイクルで入替させていただいている。本年度は488万6,000円の事業費で、アルファ化米、非常用のパン、缶詰の購入を予定している。

次に、避難所の環境整備として、下田地区の避難用テント等の配備に1,173万3,000円の事業費をいただき、テント・マット・寝袋・ベンチテーブル等の購入を予定している。

最後に、避難所運営の電源の確保として自家発電設備の整備について、本年度は中村西中学校において1,570万円余りの整備を予定をしている。

次に、19ページ、地域防災体制の整備については、自主防災組織等の活動支援、防災士の育成がメインとなっている。事業内容について、自主防災組織継続活動支援補助として、訓練・合宿学習会等への支援、資機材の再整備などへの支援であり、240万円の事業費を計上させていただいている。

2項目目に自主防災組織間の交流・連携補助として、合同訓練等への支援に120万円の事業費を計上させていただいており、3項目目が、自主防災組織と消防団が連携をして活用する資機材の購入補助で、100万円を計上させていただいている。

4項目目が防災士の育成として、資格取得試験料、合格後の認定登録料について30名分の補助金、224万円を計上させていただいている。

最後に20ページ、地域消防力強化として、防火水槽の整備と消防ポンプ自動車の更新を行う。

まず防火水槽の整備として、住次郎の音無地区に40トンの設置を予定をしており、辺地債を財源として、1,128万6,000円の予算を計上させていただいている。当該地区は、人家から近隣の後川まで高低差があり、最短距離での取水が困難な場所のようである。取水可能な場所から最も近い人家まで約150メートルほど離れているということだが、現状ではホースを連結しポンプで発送して消火活動を行う必要があり、この準備に20分ほど時間を要するため、消火開始に著しい遅滞を招く恐れがあるとして整備をさせていただくものである。

次に、消防ポンプ自動車について、下田分団の車両は平成6年に登録をしてから28年経過するため、老朽化に伴う買換えということである。緊急防災減災事業債を財源として、事業費2,669万8,000円を計上させていただいている。

【質疑：前田 和哉委員】

下田のポンプ車は、今年度中に完了する予定で入札をかけるものと思うが、昨今世界的な混乱等の関係もあり、納入時期がかなり遅れ年度を越えていく可能性がある。この辺の見込みは。

【答弁：山本地震防災課長】

令和3年度に竹屋敷の小型動力ポンプ付積載車購入時に、部品等の導入が遅れそうになった事例がある。繰越しにならないように、できるだけ早く配備できるよう取り組んでいく。

【質疑：上岡 正委員】

2点聞く。1点は18ページ、避難所の環境の整備。大学が来なかったら事業はしなくて構わなかったのか。

次にもう1点19ページ、防災士の養成について、30人予算計上しているが、今、四万十市では防災士は何人いるのか。そのことについてお聞きする。

【答弁：山本地震防災課長】

まず、18ページの避難所環境整備。テント等の購入については、下田中学校やその周辺の改修工事を今やっており、避難スペースが足らなくなることによって応急的に検討ということである。大学誘致がなければこれはなかった。

防災士については、今、四万十市で264名登録いただいている。足る、足らないではなく、地域の防災リーダーとして様々な活躍いただくものであり、多くの方にとっていただいて有事の際には力を発揮していただきたい。市の防災士会にも入っていただくような取組を今させていただいている。

【質疑：上岡 正委員】

何人ぐらいが、33,000人の市で、この面積で必要なんだというはないといかんと思う。もう1回、教えてほしい。

【答弁：山本地震防災課長】

防災士の試験を受けられる方はいろんな方がいる。全てが市と一緒にするのが一番いいことだが、防災士の資格取った方がそれぞれの現場で頑張ることが大事だと思っている。できるだけ市の防災士会に入っていて、一緒に活動しようということで声をかけさせていただいており、これからもそういった努力を続けていく。

【質疑：上岡 正委員】

うちの人口で、防災士という資格を75歳以上の方が取っても、公費出して、後期高齢者で自分が災害で面倒見てもらうような立場では取っても意味ないと。知識にはなるんだけど、公費を入れるわけだから。うちから補助金を出す年齢についても、人数についても、やはり検討していただきたい。

【答弁：山本地震防災課長】

具体的な年齢 75 歳以上とかいうことも出ましたが、私は年齢に関係なく、防災に対する意識は全市民の方に高めていただきたいと思います。防災士の人数をある程度絞って、それで公費負担を考えていったらどうかということだが、私は一定予算をかけて、出来たら全市民にとっていただくことが理想ではないか、という意識において取組を進めている。人数制限はどうかと考えている。

【質疑：上岡 正委員】

お年寄りからみんなに防災に関する知識を広めるやったら、講師を雇って、いうことが大事だと思う。公費を入れてやなくて。お金が要らん方法で一般の人には知識を高めると。防災士は先頭に立って、市民の助けをしてもらうとか、いろんな面で活動してもらうという役割が違うので。市民に防災意識を広めることと、知識を得ること、そこはちょっと違うんじゃないか。私はみんなが取る必要はないという考え。

【答弁：山本地震防災課長】

私も昨年度、防災士の資格とらせていただいた。できるだけ合格するような形での試験だと感じたが、結構大変で、2 日間、朝 8 時から夜 5 時までみっちり講義がある。講義を受けた後に 50 問試験をして、一定の回答を得ないと合格しないが、その講義においていろんな良い先生方に来ていただきすごい勉強になった。全て市民の方の税金をつぎ込んでやるということではないと思うが、ただの意識ではなく、色々取り組んでいこうと前向きな気持ちになったことは、市民の皆さんに伝えていきたいと思っている。

【質疑：前田 和哉委員】

かなりの数はとっていただきたいと思うが、防災士は市民全員とる必要はないと思う。上岡議員の意見に全て賛成するわけではない。期限は区切らないが、もう少しやっていったら良いと思う。資格取得料もしくは認定登録料、どちらか県の補助か。市が、8000 円全て負担しているのか。

【答弁：山本地震防災課長】

市で全額負担している。

【質疑：前田 和哉委員】

了解。

【質疑：谷田 道子委員】

避難所の環境整備について、地域の方から相談を受けることはある。このような時期、近くの体育館に避難になったときに、高齢者が、体育館では環境的に過ごすことは出来ないってことで、今マットとかいろんな整備をずっと進めてくれており随分改善された。体育館と学校とが連動してるわけだから、和室の畳の部屋を開放出来ないんだらうかということで、区長さんは働きかけをしたようにも言っていた。今後、環境整備を整えていく上で、教室の畳の部屋を使用できるよう検討していただきたいという要望があったのでつけ加えさせていただく。

【答弁：山本地震防災課長】

高齢者また障害者も含めて、そういった要配慮者が避難された場合、できるだけ快適な避難生活が大事になってくる。畳も快適に過ごすための道具であると思ったので、そういったことも考えていく。

※他に質疑なく終了

— 小 休 —

— 正 会 —

●次に、企画広報課。

【説明：山崎企画広報課長】

主要事業概要 21 ページ、行政手続オンライン化対応については、国が昨年度自治体 DX 推進計画を策定し、この計画の中では年度末までに、子育て、介護、被災者支援として罹災証明の発行の関係、この 27 手続について、マイナポータルから住民がマイナンバーカード用いてオンライン手続ができるようにするというを示している。国の補助金の対象となる被災者支援を除く 26 手続に係る基幹業務のシステムの改修を行うものである。効果等は、オンライン化をすることで自宅からパソコンあるいはスマートフォンで手続が出来るようになり、申請のために市役所に出向く必要がなくなるというような効果がある。

3 段落目に、今後オンライン手続によるデータの自動取組機能等の導入等、市の業務量の削減及び業務改善を目指すとあるが、今回のシステム改修については、住民のオンライン手続までの整備になっており、各手続の帳票等のデータ作成といったシステム改修までは至っていないため、今後市の業務量の削減や業務改善を目指すというふうに記載をさせていただいている。

事業内容の (3) であるが、1,947 万 7,000 円の事業費として、973 万 8,000 円を国のデジタル基盤改革支援補助金を活用して整備をするものである。

次に 22 ページ、ふるさと応援寄附金事業について、目的は省略をさせていただくが、効果等については、四万十市の良さを知っていただくということで地産外商活動の波及や観光誘客の促進を図ることが大きな目的である。令和 3 年度のふるさと応援寄附金については、例えば宿毛市とか土佐清水市とのコラボ商品の開発等による近隣自治体との連携、広報活動では楽天の広告の一つの手法を活用したり、地元企業のソウルドアウトにも御協力をいただいて分析等を行った結果、4 億 4000 万円の寄附をいただき 3 年連続で 4 億円を突破したところである。

今年度については、4 億 7000 万円の寄附の獲得を目標として取り組んでいくものである。

次に 23 ページ、四万十市産業祭については、四万十市の産業を広く市内外に知っていただくために今回第 3 回目産業祭を開催するものである。効果等は、各分野でまとまりを持った情報発信の強化、産業間連携の促進、消費者との交流の場ということで行うものである。第 1 回目の四万十市制の施行合併 10 周年記念事業を皮切りに、第 2 回目が土佐の小京都中村 550 年祭と記念事業と合同でやった経過がある。実行委員会の中では隔年で実施することが決定をされ、本来であれば令和 2 年度に開催する予定であったが、コロナウイルスの影響で中止となり今回は 3 回目ということである。

開催日時は令和 4 年 11 月 27 日の日曜日を予定しており、場所は安並運動公園。事業費は 400 万円で、実行委員会の補助金として予算を認めていただいている。

【説明：中田企画広報課副参事】

24 ページ、大学誘致推進事業について。事業の目的は、専門学校を除く大学等の高等教育機関がない高知県西南地域並びに四万十市に、看護系 4 年制大学を誘致し、質の高い知識や技術を習得できる教育機関の確保や進学先の選択肢の増加、また、看護師・看護人材の育成確保とともに若者の転出抑制・流入人口の拡大を図り、産学官連携による生涯看護教育環境の整備を図るものである。

効果としては、高度な知識や技術を習得できる教育機関の確保や、進学先の選択肢の増加、介護人材の育成確保はもとより、定住人口や流入人口の拡大による地域活性化、大学、学生の地域貢献活動、地域経済への波及効果など複合的な効果により地方創生につながることを期待される。

今年度の事業内容は、まず、(仮称) 京都看護大学四万十看護学部設置事業の補助金の交付。次に、大学側が実施設計したものを市の公共工事として単価構成を行う業務の実施。それから、旧下田中学校

校舎の改修工事、住民等への説明会、県及び幡多市町村との連携を考えている。事業費は、令和3年度の補助金予算3億2542万円の繰越しを合わせて、6億8083万3000円を予定している。

【質疑：川村 真生委員】

21ページの行政手続オンライン化対応について、全自治体がマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続が可能になると理解しているが、四万十市でマイナンバーカードの普及率は？

【答弁：山崎企画広報課長】

職員については総務課のほうで把握をしており、6割程度と思っている。

【質疑：川村 真生委員】

6割程度という回答だが、細かいところがわかれば、また教えていただきたい。

【質疑：上岡 正委員】

22ページのふるさと納税制度について聞きたい。寄附者の思いを尊重しながら市の事業に有効活用するとあるが、寄附者は下田中学校跡地に大学が来るのを希望しちよるんか。その辺の整合性はどうか。

【答弁：山崎企画広報課長】

個別事業に対して寄附をいただくという部分は、昨年度、南小学校の楽器買い換えの際、クラウドファンディング型でさせていただいたが、ふるさと納税については、一般的に条例上6つの使い道で提示させていただいている。ふるさとの環境と景観を守る事業、ふるさとの人を守り育む事業、ふるさとの産業を守り育む事業、ふるさとのイベントを守り育む事業、ふるさとを災害から守る事業、市長が必要と認める市長特認の事業。この中から、寄附者は、どの分野で寄附をするか選んでいただくものであり、この事業をやるので寄附していただきたいという募集の仕方はしていない。例えば、ふるさとの人（高齢者・子供）に使うのであれば、ホームページにも毎年1回公表しており、そこでご理解いただいている。

【質疑：上岡 正委員】

6項目あるが、市長にお任せばかりに流用して、5つのほうから使いようのは整合性はどうか。

【答弁：山崎企画広報課長】

先程簡単に6つ話したが、例えば、環境と景観を守る事業に対していただいた寄附は、大学に入れない。流用は出来ないということである。市長が必要と認めれば、市長特任は何に使ってもよいことになるが、今のところというと、例えばふるさとの人（高齢者・子供など）を守り育むという部分についても充てるかどうかの一つ検討なのかなというふうに思っている。

他の目的でいただいたものを流用するというような運用はしていない。

※他に質疑なく終了

— 小 休 —

— 正 会 —

●次に、税務課。

【説明：村上税務課長】

地方税共通納税システムの対象税目の拡大に伴うシステム改修事業について説明。

事業の目的は、令和元年10月に地方税共通納税システムが稼働し、eLTAXを通じた電子納付が可能になった。現在、地方税は、電子納付の前提となる電子申告・提出に対応している税目の法人住民税、個人住民税の特別徴収分を対象として納税の運用されている。令和5年4月からは、地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税と軽自動車税種別割が追加されることになり、この対象税目の拡

大とあわせて、令和5年度課税分から納付書にQRコードを印刷し、eLTAXの操作、金融機関窓口、スマホによる納税の活用を目指すものである。

効果としては、地方税におけるQRコードの活用として、納付書に統一規格のQRコードを付すことにより次のメリットがあると考えている。1つ目は、納付書に印刷されたQRコードを読み込むことで、納税者の納付情報の入力等が正確かつ簡単になること。2つ目に、窓口収納では、金融機関がQRコードを読み取り、eLTAXを経由して、地方団体に収納データを送信。現在、紙で行われている事務をデータの送受信を行うことにより、金融機関、地方団体双方における事務負担の軽減。また、地方税共同機構が収納を行う事務を金融機関に委託することで、指定金融機関、収納代行金融機関に限らず、全国ほとんどの金融機関の窓口で収納が可能となること。3番目に、QRコードを活用したスマホ操作による納税が可能となり、自宅でもいつでもどこでも時間にとらわれず納付が可能となるなど、納税者の利便性が向上される。

事業内容は、対象税目として固定資産税、個人住民税（普通徴収）、軽自動車税種別割、国民健康保険税（普通徴収）を予定しており、税目拡大に向けた準備として、地方税共通納税システムを通じた電子納付の拡大等の業務委託に50万6000円、共通納税税目拡大業務委託に56万8000円、納付書にQRコードを印刷するための基幹システムの改修業務委託に116万2000円、また国保会計として、納付書QRコード対応業務委託に31万3000円として、合計254万9000円の事業費となっている。

【質疑：谷田 道子委員】

この事業で、事業が増える分で納付していくと思われる人は大体どれぐらいを想定しているか。

【答弁：村上税務課長】

令和2年でコンビニ納付をしている人が約1万3000件である。対象税目が増えるので、その1割2割、2000件程度は増えるのではないかと考えており、徐々に増えていってほしいと考えている。

【質疑：谷田 道子委員】

コンビニ納付は確かに便利で私もよく利用するが、QRコードを活用したスマホの操作による納税は、利用できる人は限られてると思う。窓口に来たり、金融機関に払ったりという高齢者もたくさんおられると思うので、なおそのことを願います。

【答弁：村上税務課長】

高齢者やスマホを使えない方については、窓口や金融機関へ出向いて納付する方もおり、それを排除することは考えていない。利便性を考えて、コンビニ納付をしていた人が、自宅でQRコードを使って納付ができる、また税目が拡大することにより納付が便利になるということを想定しているが、そういう部分を排除していくということは決して考えていない。

【答弁：山本税務課収納対策室長】

補足だが、窓口でやっていただくことに変わりはない。金融機関の窓口が、電子ということで便利になるので、主に県外などの方が増えてくるのではないかと考える。実際、相当な数で増えることも予想はされるが、コンビニなどで払っていただいている方々がeLTAXなどを通じて増えてくるのは、それほどではないかなと考えている。

【質疑：山下 幸子副委員長】

これは令和5年度からの事業だが、山間地域は自動車を運転してる高齢者の方がたくさんいる。注意の1つになるが、今、詐欺の電話がたくさんかかってきている。新しい形が始まると、自動車や免許証に関する詐欺の電話も入ったりするかもしれない。事業を行う前には、そういうことも頭に入れ、十分

注意しながらやっていただきたいと思う。

【答弁：村上税務課長】

このQRコードを活用しての納付については、当然、広報等でも事前にお知らせしなければいけないと思っているので、そういうところでも喚起していきたいと思っている。

※他に質疑なく終了

— 小 休 —

— 正 会 —

●次に、地域企画課。

【説明：小谷西土佐総合支所長兼地域企画課長】

76 ページ、四万十市生活交通バス事業について。

事業の目的は、西土佐地域住民の移動手段として、自家用有償旅客運送（西土佐バス）とデマンド交通（ふれ愛号）を運行するものである。効果としては、高齢者を中心とする交通弱者の移動手段を確保することで、通院や買物利用につなげるものである。事業内容は、まず1つ目、自家用有償旅客運送の路線、黒尊線の運行委託費として457万6000円を計上している。2つ目、デマンド交通については、運行エリアが中部北部共通エリアと記載のとおり地域を回るようになっており、委託額として1632万9000円を計上している。

次に、77 ページ、地域おこし協力隊について。これも継続して隊員を配置しているが、目的として、中山間地域で地域活動の協力者として地域外から人材を受入れ、地域の活性化につなげるものである。現在、目黒川流域に1名、地域資源活用に1名、現在募集中である地域商社振興に1名予定している。

最後に79 ページ、半家地区の防火水槽設置について。これは前年度からの繰越し事業であるが、半家地区において従来河川より消防水利を確保していたが、河川までの距離もあり、住宅火災等において消防活動に遅れが生じる恐れがあるため防火水槽を設置するものである。事業内容としては、40トン、請負費として1441万円、今年7月末の完成を予定している。

【質疑：上岡 正委員】

79 ページ、防火水槽40トン、繰越をかけたがるが、どれほどできとるんか。

【答弁：小谷西土佐総合支所長兼地域企画課長】

現在の出来高、パーセントでは把握していないが、7月の完成予定という報告を受けており、ほぼ順調に進んでいるものと認識している。

【質疑：上岡 正委員】

具体的に把握していないというが、とりかかっちゃうんか。570万円ほど前渡を払っとる。いつ取り掛かったんか、着工日は？

— 小 休 —

— 正 会 —

【答弁：小谷西土佐総合支所長兼地域企画課長】

業者からの着手届が令和4年3月11日である。

【質疑：上岡 正委員】

当然、請け負ったら、着工したら届を出す、その確認、いつから仕事しだしたかという、実際の話。着工が3月中にできたのかどうなのかを確認している。前払金、前渡もらって仕事してるから、その確認はどうなんか。

【答弁：小谷西土佐総合支所長兼地域企画課長】

前年度のことであるがここに打合せ簿等がある。打合せも3月11日に行っており、それから間もなく着工したと思うが、3月28日には本体工事が変わっており、それまでに準備工というような工程表があるが。

【質疑：上岡 正委員】

いつ掘りだしたがぞという確認だけでいい。

【答弁：小谷西土佐総合支所長兼地域企画課長】

委員会場であるので想像でお答え出来ない。昨年からの担当に確認して…。

【質疑：上岡 正委員】

今現在は掘っちょがか。

【答弁：小谷西土佐総合支所長兼地域企画課長】

掘っている。

【質疑：上岡 正委員】

わかっちょったらそれでいい。

※他に質疑なく終了

— 小 休 —

— 正 会 —

■次に、調査項目イの大学誘致のこれまでの経過と今後の見通しについて調査を行った。

【説明：中田企画広報課副参事】

資料に基づいて説明。

これまでの経過としては、地方創生に資する大学誘致の実現に向けて、整備計画等の見直しを行ってきたところである。

1つ目、新学部の施設整備計画について。

新学部の施設整備については、学校法人により実施することとしていたが、実習棟の改修工事のみ学校法人が実施することとし、旧下田中学校施設については、市が段階的に整備することとした。変更前は、旧中医学研究所改修工事・旧下田中学校の校舎及び体育館の改修工事・新築棟の建築工事・外構工事を令和4年度に学校法人京都育英館により実施することとしていたが、変更後として、現在、令和4年度、学校法人京都育英館により、旧中医学研究所の改修工事を進めているところである。令和4年度中に、市のほうで旧下田中学校の校舎の改修工事を行うこととしている。段階的整備として、令和5年度、市によって、旧下田中学校の体育館の改修工事と新築棟の建築工事、また令和5年4月開学となるため、外構工事の一部を今年度実施するように考えている。

2つ目、学校法人への補助金の交付について。

これまでは、新学部の設置に要する費用及び運営に要する費用の一部について、10億円を上限に分割により補助金を交付することとしていたが、現在、新学部の設置に要する費用（ニーズ調査、実施設計及び旧中医学研究所の改修工事、工事監理）に対して、補助金を交付することとしている。学校法人への補助金と施設整備に係る工事請負費等の合計額が10億円に満たない場合は、運営に要する事業への補助に充てることで、市の大学設置の施設整備に係る負担額は10億円で進めている。なお備品購入（約2億円）は、学校法人が行うことで進めている。

3つ目、学校法人との使用貸借契約の締結について。

変更前は、旧中医学研究所は先行して工事を進める予定であったので令和3年10月1日、旧下田中学校の校舎と中学校の敷地含め全て令和4年4月1日から使用貸借契約（無償貸与）で進めていたが、工事が遅れたため、旧中医学研究所は令和4年2月7日に使用貸借契約を締結、旧下田中学校の校舎と校地は令和4年4月1日に使用貸借契約を締結した。旧下田中学校の体育館施設については、令和6年3月31日に使用貸借契約を締結する予定としている。

続いて、今後の見通しについて。

許認可等のスケジュールに関しては、令和4年4月19日に、学校法人が文部科学省に事前相談を提出しており、6月24日に学則変更認可申請を提出することとしている。この結果が、8月に学則変更認可通知として返ってくる予定である。4月の事前相談の内容は、学部の設置届出の可否を問う相談であり、その結果が学部の設置届で可であれば、7月26日に学部設置届出を行うこととなり、7月末に看護師学校等の指定申請を行うこととなる。

次に、学生募集等のスケジュールについて。

令和4年5月現在で、西日本約400校を訪問する予定である。5月19日からは、幡多地域を皮切りに、高等学校を訪問し説明を開始しているところである。7月・8月・9月には、学校法人が新学部の説明会を計6回（四万十市3回・高知市会場3回）、入学希望者やその保護者等に対して実施する予定で、8月に学則変更の認可通知を受け、願書を配布しながらの学生募集が始まる流れである。実習棟・旧中医学研究所の工事が8月いっぱい完了し、9月には備品等の搬入を終えるという予定で、現在、学校法人のほうでは、10月から現地でのオープンキャンパスを開始する計画を立てており、11月から入学試験を開始することとしている。

続いて予算について。

令和3年度から令和5年度の予算額は、合計で15億3600万強となっている。特定財源として、国が5億3700万強、地方債が4億1400万円弱、その他ふるさと応援基金から5億8500万程度を活用させていただきよう考えている。現在、学校法人による実施設計が完了し、それを公共工事の単価構成ということで委託させてもらっている。委託完了が6月3日となっており、学校法人・実施設計委託業者から言われていることだが、資材及び労務費が高騰している。また、外構工事の一部を前倒しすることで、その経費の一部を令和4年度に持ってくるため、6月定例市議会への補正が必要ということであるため、追加提案を予定をしている。

— 休 憩 —

— 正 会 —

【質疑：上岡 正委員】

主要事業概要24ページ、事業の目的について、若者の転出を防ぐとに書かれている。定員が80人やけん、流入人口があることは理解できる。若者の転出を抑制する根拠について聞く。

【答弁：中田企画広報課副参事】

若者の転出抑制の根拠としては、中村高校・幡多農業高校への聞き取りにより、一定看護師を目指し進学している方がいることと、四万十看護学院専門学校にも四万十市から一定の人数が入学していることがある。

【質疑：上岡 正委員】

一般論ではわかる。競合するのは四国の私立大学の看護科に行きよる人がターゲットであると答弁し

たんでしょ。大学は行かんと専門学校選んじょうんだから、そういう方が大学行くと私は考えられない。専門学校行からったら、ここから出る可能性があるんじゃないかと、逆に。

それからもう1点。四万十市から11人入ると。専門学校に、定員40人の中で、平均5.5人いきよるから、だから11人、大学に入るんだという答弁をいただいたわけよ。なぜ5.5が11になったかいうたら、こっちは定員40人、こっちは定員80人、今度の学校は倍の定員があるから、倍行くんだと。定員が200人やったらどうなるんかと。ありえんことを想像して若者の転出を抑制できるんだというふうに書かれておる、というふうに私は思うんだがそこら辺どうか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

確かに上岡議員が考えられることも一つあるとは思うが、高校生が進学や就職で外に出る人はかなりいるという中で、大学があることによって、下宿代の要らない、自宅から通える学校ができるということで、来られる人も入学したいっていう人もいるんじゃないかとか、そういったことも考えながらの目的である。

数根的な根拠としては11人としているが、来るという計画ではなく、11人来てもらうように、今後事業を進めていくというところでの11人である。絶対11人来るということではない。今、学校法人も、西日本400校に対して広報的な訪問をしている。5月19日は市も同行して幡多地域の学校を回らせていただいた。学校法人から色々と学校の反応を聞く中で、好意的な学校もあると聞いている。そういったところを大学の広報等頑張っていたきながら、四万十市内、幡多地域の大学に来ていただけるよう頑張っていきたいと思っている。

【質疑：上岡 正委員】

しつこいようで申し訳ないが、私は、政治生命かけて11名は絶対来ないと。来たら私は辞職すると、今度の広報にも言うたとおりに書いている。うちの予算を10億円も使うわけだから。どこが一番メリットがあるんか。その一つは、今言われたように、生徒が家庭から行けると、下宿せんでも、それがメリットやと。だから11人来んと、出るのが何年続いたら、この地方創生の補助金だって、会計検査院、黙ってない。希望的観測みたいな形で出したように聞こえるんだが、根拠って本当にないんか。中村高校も今は80人ばあしか女の方おられん。看護の方、男の方もおられるけど11人いうたら1割。幡多農なんか4年生の大学行きよるのは6年間調べた中で2、3人。それも県立が多い。本当に、若者の転出を防げるんか。

6月にまた補正をお願いしなきゃいかんというような説明があった。まだ、発注もしてない段階で、お金が足らんなるんか。そのことについて聞く。

【答弁：中田企画広報課副参事】

工期は6月3日なので、まだ実際の金額が提示されているわけではない。今現在で、いくらの補正と申し上げることは難しい。

【質疑：上岡 正委員】

委託しちょう会社からよね、これでは出来ませんという、あれは来とるでしょ。細かい数字は言わないが、2,000万単位か、3,000万単位か、1,000万単位か、分かっちゃう範囲で答えよ。

【答弁：中田企画広報課副参事】

資材の高騰、労務費の高騰、令和5年度に実施していた外構工事の一部を令和4年度に行うというこの3つにより、今の予算措置では難しいと言われてる。予算がなければ、実施・入札の起案等も支出負担行為も出せないんで、発注はしてないが、補正を組む必要があると思っている。

【質疑：上岡 正委員】

令和5年度にする事業が前倒しで、外に出すね事業、結局それも変わったんか。5年にする事業を、4年に持ってこないかんけん補正する必要があると受け取った。変わったんか、この資料はまた変わるんか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

ここに出してる資料の予算のところは変わる。数字がわからないので、口頭で説明させていただいた。外構工事は、令和5年度に行うことである程度話をしていたが、令和5年4月に学生を受け入れるに当たっては、ある一定整備しなければいけない外構もあり、その部分が増えるということである。

【質疑：上岡 正委員】

経過というのはこれだけか。委員会でも、本会議でもいうてきた主だったものは全然経過違う。もともと我々市長から聞いたのが、10億円を上限に3年に分けて補助金を出すと。途中変わってしもうた。10億円が上限に3回に分けて出すって市長が議会に説明した。今回、公設民営で地方創生の国の補助金をいただいてこれに変わった。経過はどういうことか。

保育園のときは民設民営、大学が公設民営がえいという整合性もあわせて聞く。

【答弁：中田企画広報課副参事】

新学部の設置に要する費用及び運営に要する費用の一部について、10億円を上限に分割により補助金を交付するという進めてきた。分割というのは、今後学校法人与何回に分けて支払うか協議するという形での説明だった。これまでも10億円を上限に補助金を出すが全体経費は10億円では出来ない中で、全体事業費がわかった段階で、国・県にも何かしらの補助金はないか、交渉は市がしていくという話をしてきた。今年1月頃になって概算も出てきた。いろいろと検討してきた中で、内閣府の地方創生拠点整備交付金が活用できるであろうとなったわけだが、工事の実施主体は行政でないところの補助金は条件として当てはまらない。国・県の補助金で、市も学校法人も、この大学誘致を進めていきたかったということがあるので、国からの交付金の見込みが他にないのであれば、市が工事を行うことにして内閣府の地方創生拠点整備交付金に手を挙げることにしたというのが、上岡議員が言われる公設民営というところの1つである。

【質疑：上岡 正委員】

内容については理解した。それも1つの考えかもしれないので、それについては質問しない。

心配なことがある、大学と協定書を結んじょう。下田中学校は45年過ぎてるから、再度、建替とか20億円ありますというときにはどうなるんか。半分の10億円、話合いの中で、いりゃあせんかと思うて私は心配しよう。執行部はそのことについてどのような考えか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

協定書を交わしたときのとおりで、通常の改修費、定期的な修繕は学校法人。大規模改修に関しては、今後協議しますということで、当時、協定を結んでいる。公設になったとしても、内容は生きているということで協定書の変更はしていないが、今大規模改修みたいなことで大学施設として改修している。早々に大きな改修は見込まないのでいいのではないかと、学校法人とも話をしている。10年後なのか20年後なのかかわからないが、大規模改修が必要になったときのために、学校法人も、学費の中にある施設整備費や、黒字になった分は四万十看護学部のためにストックしていくと言っている。そういったお金が今後の大規模改修等に充てられるのではないかと考えている。

【質疑：上岡 正委員】

例えば地震が来たときに、協定が双方が話し合うって書いちょう。うちのほうに来てもらうた、開校した、10億円払うた、校舎がめっちゃめっちゃになった、うちは出さないと言ったら、引き揚げると。こうなった時に困るから言いよるがやけん。その時にあの協定は、非常に悪い協定やと。今言うように、施設整備して1回は10億円出してるけんど次から学校でやってもら、ということなら後の心配要らんが。うちはいなれたら困る。10億円も払っとるから。

この間、23日に京都の大学に行ってきた。行ってきた時に、20年後とか10年後とかどうかと言うたら、上岡議員も20年後は90歳になる、私も理事長しよらんからそこまで心配することないと言われた。確かに私は議員はしよらんかもしれんけど、やはり今決めることだから、やっぱり先のことは心配である。協定書のとおり読み替えると、向こうは向こうで当然市から払ってもらわないかん。折半やと。最低でも、まして公設でやったということになると。その心配が大いにあるが、そのことについてどう思うか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

今の四万十市の学校は全て耐震対応になっている。旧下田中学校も、耐震工事は既に行われている。地震ですぐに壊れるような建物ではない。協定は、そういう想定外のことをのけた中での中身だと思っていた。想定外のことについて何も協議をしてないので、お答えすることはできない。

【質疑：上岡 正委員】

10億円は上回らんと、この委員会で言ってくれるか。変更があつて、物価が上がりよるとか、そのことがあつたけど、私は賛成したんだ。私は迷いよつたけんど、ここまで進んだらしよんないわと思って私は賛成に回つた。議会での答弁で10億円上回らんといいよる、今回の資料も10億円上回つてない。そのことについては間違いないか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

今後、実施設計での積算内容がどのようになるかはまだ未定であるが、大学を設置するに当たり市の負担額は10億円以内ということで進めてきた。今は、上限10億円以内で進めていくとしか言えない。

【質疑：上岡 正委員】

午前中の地震防災課長からの調査の答弁で、私はもうとつから10億円超えとる思うとる。避難場所が使えんなるから、寝袋やら、マットやらいろいろ買うと。1,173万3,000円の予算がついとる。下田中学校跡地に大学が来ることによっているお金か、という質問をしたら、その通りと。これだけ足しても、10億円と仮にしても、10億1173万3000円は超えとる。

私は、一般質問で中医学研究所の備品の要らんなつたものを、蕨岡中学校にうちの予算で運んだと。戻るときはどうなる、うちの予算で戻しますと。まだプールもみださないかん。そればあ、10億円の考え方も違うわけよ。

プールはええけど、今度取つて帰る備品を、それも予算化するつもり、前の答弁ではそうしますつて言うたがやけんど。再度問いますけんど。備品を蕨岡中学校の体育館においているんですよ、それを大学のために、うちの金を出して持っていつちやう。その考えにまだ変わらないか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

今は市の備品として、蕨岡中学校に置いている。大学側に運ぶのも市の予算ですと言つた記憶はない。私たちが予算化することは考えてなかつたが、もしそうとられていたのであれば申し訳ない。その分の予算化は、今のところ考えていない。学校法人に使えるものは使ってもらいたいということで、備品搬入のときに一緒に搬入してもらおうと考えている。

【質疑：谷田 道子委員】

実習はすごい大事になってくると、看護大学のこの間の説明の中で、私の記憶では、実習先・受入病院、まだ未定と聞いていたが、実習先、学生の受入病院の状況はどのようになっているのか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

2週間程前から、医療機関や介護施設、そういったところで受入れのお願いを豊田最高顧問と新学部長候補の森田先生、刈谷さんとともに回っている。実習先とのこともあるので詳しい内容は控えていたできたということだったが、おおむね幡多地域で完了できるのではないかと、話はしてもらっている。近々、全てのところがはっきり決まるということになるが、内容に関しても文科省への申請に対しての内部資料になるので、どこの病院というところは議会等ではお答え出来ないのではないかと考えている。

【質疑：谷田 道子委員】

見通しが立ってるってということか。

【答弁：中田企画広報課副参事】

はい。

【質疑：上岡 正委員】

私は23日に、学長と理事長と他に3人おったけど聞きました、そのことを。見通し立ってないと。ただし、高知県でなくても、専門学校とか短大は地元やないといかんという決まりがあるけど、大学の場合は他県でもかまんと。このように説明受けた。専門学校の場合はね、県内やないと認められてないらしい。大学4年の場合は、県外でもかまんらしい、実習先は。金も要るしよね、実習費が高くなることは間違いないわね。実費に交通費に、私も実習先が心配だったもんだから、それを問うた。学長、理事長、23日のことだがそう言うてた。

【答弁：中田企画広報課副参事】

何日間かで変わったかどうかわからないが、27日に下田地区の説明会があり、そのときに学長・理事長・その他来られて、そのとき市長交えての中では、ほぼ見通しは立っているということで、ほぼ幡多地域ということではっきりと言われていた。確かに、大学は専門学校と違って、県外への実習を認められている。リハビリ等の学校は、県内でも難しく、日本各地で実施しているというような専門職の分野もあるという。ただ、27日に豊田最高顧問から聞いたのは、県外は考えていないということではっきり言われていた。

【質疑：西尾 祐佐委員長】

私からも質問というか、以前から申し上げているが、想定外という話も出ていた。リスク回避であったり、危機管理というのはすごい大事なことだと思っており、ぜひ協定の見直しをしてほしいということだったが、それは難しいということであった。それであれば話した内容について、覚書等々をしっかりとしてほしい、それは補償も含めてということやっていただけないか質問もさせていただきお願いしていたところであるが、それについて考えを伺いたい。

【答弁：中田企画広報課副参事】

協定の見直しだが、基本協定は直すべきところがない、全て網羅されている。包括的な協定となっている。今後、細かいことを決めていくことになると思うが、はっきり確定した中で、覚書等は交わす必要があると思っている。地方創生拠点整備交付金を出すに当たって、計画等も練っていく必要があり、まだ確定してない段階である。方向性としては、四万十市のため、幡多地域のためというところで、地方創生に資する施設であったり、仕組みであったり、大学だけの施設ではないというところは示していきたいので、確定すれば、またご説明させていただくと思う。そういったところで御了承いただきたい。

【質疑：西尾 祐佐委員長】

お金もすごい心配する。いろいろ想定できることに対しては対等な立場で、覚書等々しっかりと文書に残して行ってほしい。私からの要望とさせていただきます。

【答弁：中田企画広報課副参事】

はい。わかりました。

【質疑：上岡 正委員】

再度確認。公設になったがために、決められた単価で、決められた人夫賃で、決められたことばっかしである。民でやると、この図面どおり、いつまでに、例えば、8億円でやってくれんかと、全部で。うちの場合はそういかん。公設でやる場合は、全て決められたことがあって補助金もらうわけなので、国交省のいう単価で打たないかん。

再度聞くけど、ぜひとも市長にも相談して、10億円超えんがかという確かめをしてくれ。市長にそのことを問うから。これは確認をしちよってくれ。

【答弁：中田企画広報課副参事】

市長には、上岡議員から6月議会でそういった質問があるということで、10億円を超えるか超えないかをはっきり示してもらいたいと言われたことは伝えておく。

【質疑：上岡 正委員】

質問するんだけど、市長にも10億円を超えんように、委員会で説明されたことで間違いないね、と問うてくれつがで、質問をするというのがではないがで。市長も10億円で言いようがやけん。

【答弁：中田企画広報課副参事】

はい。

※他に質疑なく終了

— 小 休 —

— 正 会 —

■次に、所管事項の報告について

●まず、工作物の建築等の不許可処分取消し請求事件について、総務課より説明。

【説明：岡本総務課長】

この訴訟については、本年の2月議会でも、総務常任委員会でご説明させていただいたが、改めてご説明する。

概要については、本市が原告に対して行った、(太陽光発電施設)工作物の建築等の許可申請に係る不許可処分の取消し訴訟である。この不許可処分は、申請に対し、高知県の条例等の許可の基準において、水害の危険性や景観、こういったことを理由として不許可を行ったものであり、原告から訴訟を起こされているものである。

令和3年の10月15日に裁判所が訴状を受理をした。現在、訴訟については、この令和4年2月1日に裁判所、原告及び被告訴訟代理人によるウェブ会議における進行協議、それから4月19日もウェブ会議になるが、裁判所、原告及び被告訴訟代理人による争点整理で、現在争点について、双方、裁判所を交えて整理をしているところである。市からは、当該不許可処分の適法性を根拠づける事実を提示し、来月6月14日に裁判所、原告及び被告訴訟代理人によるウェブ会議が開催されることになっている。この会議については、原告側からの反論を行う流れとなっている。

以上が太陽光発電所に伴う建築物の不許可取消し処分の概要についてである。

【質疑：上岡 正委員】

議会も許可すべきじゃないと反対の決議をした。議会としても責任がある。決定をするにあたり、顧問弁護士には不許可の前に相談したのか。

【答弁：岡本総務課長】

事前に顧問弁護士とは協議している。

●次は、慰謝料請求事件について、総務課より説明。

【説明：岡本総務課長】

この事件の概要については、原告による原告の妻に対する高齢者の虐待に該当する行為が確認をされたことから、本市が原告の妻の安全を確保するために、令和2年9月25日に、原告の妻に対する施設への入所措置、原告と妻との面会制限に係る措置を行ったところであり、この措置により、原告は原告の妻が認知症が悪化し被害を被ったとして、市に慰謝料290万円を請求しているものである。

令和2年10月14日に裁判所が訴状を受理し、その後、訴状が市に届いたのは昨年12月である。市としては、令和4年1月31日答弁書提出ということで、裁判所に対して、原告の主張は職員の行った高齢者虐待の防止活動に対する根拠のない批判にすぎないことから、請求の棄却を求めるものとして、市は全面的に争うこととしている。

本年2月17日に第1回口頭弁論があり、その中で原告が、市が提出した答弁書の内容について否認したため、裁判官は原告に対し、具体的な内容を書類で提出するよう2月17日に指示したところである。

4月21日に第2回口頭弁論があり、前回、裁判官より指示のあった書類について、原告から提出がなかったことから、裁判所が期限を6月14日に定め、再度原告に提出するよう指示した。次回の口頭弁論は、6月23日を予定している。

【質疑：上岡 正委員】

原告の住所はかかれんもんか。わかっとるけど書いてないことは、議員に知らさんということか。

【説明：岡本総務課長】

確認させていただく。

※他に質疑なく終了

●次に、管内視察について協議を行った。

— 小休 —

— 正会 —

管内視察について、日程は開催可能な日を絞りその中で調整し、内容（視察先等）については、正副委員長に一任とすることと決した。

●続いて、行政視察（管外視察）について協議を行った。

— 小休 —

— 正会 —

行政視察については、10・11月頃での開催を予定し、視察先等も引き続き検討していくことに決した。

— 小休 —

— 正会 —

●総務課より、報告事項の際の質疑について回答。

【回答：岡本総務課長】

相手方の住所について、特段出すことは問題ない。個人情報の部分については、取扱いを注意していただきたい。

●事務局より連絡事項。

— 小休 —

○令和4年6月定例会の日程について

— 正会 —

■委員長報告については、正副委員長に一任し、委員会を終了した。